2020年 10月1日 **NO.297** 

# 京浜ユニオンニュース

#### 労働組合・京浜ユニオン

〒144-0051 東京都大田区西 蒲田 4 丁目 32-9 電話・FAX 050-3410-6240 振込口座 中央労働金庫蒲田 支店 8655997 京浜ユニオン

## 東京互光で第2回の団体交渉開かれる

第2回団交が9月23日16時半より1時間の予定で会社の会議室にで行われた。 先ず前回団交時に、私が1年8か月に渡り自分のPC・プリンター・スマホを使用した 分の代金をどの様にするのか会社から次の(今回の団交)団交時には出すと言っていた にも関わらず何の書面も無いばかりか全く回答を用意していないお粗末振りにユニオン としても怒りを抑えられず怒声を上げたところ、いつもの様に細田部長が「私を恫喝する のか?紳士的に話し合えないのなら続けられない」といつもの様に同じ文言を繰り返し 10分程時間をロスしたが何とか流れを立て直し議題を進めていった。

議題の一つである「賞与基準」も全く無く、唯一の基準は「客先の評価」で決めているとの事であり、全く社員の良い所を評価したり、士気をどの様にして上げるか等全く考えていない超ダメ会社とはつきりと理解できた。

他の議題である私の仕事内容である「巡回点検」に関する内容の明確化(就業規則に 追加し労基署に提出)の件に関しても、社労士よりその理論的根拠が何処にあるのかな どのやる気のない態度に始終していた。

その他、自宅での作業を避ける為にも「私の机を本社に設ける」要求でも、細田部長日く"有馬さんは現場付けの社員だから、わざわざ本社に机を設けて本社で仕事をするのは非能率だとか、今は世間はテレワークの時代だ"などの嘘・会社のご都合主義・頓珍漢な与太話に始終していた。私自身、何処の現場にも所属しておらず、形態としては「本社付けの現業社員」である事さえも理解に及ばない細田部長の出鱈目ぶりが際立った。

感想として、この会社は社員のスキルを伸ばしたり・やる気を出させる等毛頭考えてもないし、社長以下一部の者が幸せになればそれで良いと考えるだけのエゴイステックな会社との感を強く持ちました。

後、本日(9月29日)細田部長から団交議題に上ったが結論が出ずじまいの「業務日誌未提出」「業務開始及び業務終了時の写メールでの未報告」に付いて、今後提出しない場合には懲戒処分などの厳しい処分もあるとの「注意指導書」を交付された事をもち、今後益々ユニオンと共に戦いまともな要求実現を果たしていきたいとの新たな闘志が湧き上がっているところです。皆さん、この戦いに勝利できる様、御助言・御協力の程宜しくお願い致します。

## 100%の休業補償を求めて

派遣会社アスパークは2020年4月に、3カ月以上の待機者を休業者リストにいれて、 月手取り5万円程度の労基法の60%補償(実質39%)で労働者の生活を追い込み、自 己退社に追い込もうとした。一度は組合の抗議もあってか100%を支給してきたが、この 9月から、再び経営悪化を理由に労基法の60%補償(実質39%)をおしつけてきた。

2017年改正前の民法536条で「(労働者は)反対給付を受ける権利を有しない」とされていた条文が改正で「反対給付の履行を拒むことができない」にかわった。裁判用語はむずかしいのでよくわからないが、簡単にいうと理由によっては、100%賃金補償を請求できるということ。

具体例をあげると、

- ①使用者の故意又は過失による休業
- ②仕事がない、製品が売れない、資金調達が困難など経営者の責任による経営不振による休業
- ③資材の不足による休業
- ④会社の設備、工場の機械の不備・欠陥による休業
- ⑤従業員不足による休業
- ⑥親会社の経営不振による休業

他に「使用者が、労働者を自主退社に追い込む手段として休業を通告する場合」がある。

組合員の土田さんは、100%の休業補償をもとめて裁判闘争に打ってでた。私たちは 先日学習会を開き、現在の労基法の補償の問題(実質39%)と、3年前に改正された民 法536条第2項の100%賃金補償の可能性について学んだ。

ちなみに、請求できない事例として

- ①天災地変など不可効力による休業
- ②法律を遵守することにより生じる休業
- ③正当なロックアウト(工場閉鎖)による休業

コロナウイルス感染拡大による休業は、会社の故意過失が認められないのでむずかしい。

## 新しい相談から

#### 三密を強要する園長

姉妹保育園の園長から公園の遊びの交流を強要されています。コロナで心配で断ると、「『運動会も一緒にできないぞ』と脅かさた」との相談を受けた。母親たちからアンケートを取りたいとの提案があり、まず保育士同士で相談して一緒に園長の賛同を得た上で実施し、姉妹園の園長と交渉してやめさせようと現在動いている最中です。コロナの時期に無理して多数の子どもを集める必要ないと思う。

#### 退職強要されて

社員で採用されて勤続10カ月、社長から「解雇する」と言われた。本人は「出るとこ出て争います」と言うとしばらくして「給料1万円下げる。下げた契約書で再契約すると言われた。」本人は1万円の賃金カットされても残りたいというが「契約書を無期から有期雇用に変更されるようなら、闘う決意です。」9月28日現在動きなし。会社は様子見か?

#### 上司のパワハラに耐えかねて相談

毎日のように上司からパワハラをうけている女性の事務員から相談があった。 「パワハラがあったら、『これパワハラですよ』と言いなさい。それでも続けるようなら、『地域のユニオンに相談しますよ』と言えば効果てき面」とアドバイスした。

#### 所長のパワハラを受けている同僚をみかねて

タクシー会社の同僚が所長のパワハラを受けているので、組合加入を進めた。自分自身も髪型のことで注意されたので、身を守るため、ユニオン加入を決めた。

## 【資料】韓国サンケン労組の闘いとは

#### 3年前、解雇撤回闘争に勝利し、原職復帰を勝ち取る

韓国サンケン(韓国昌原市・馬山自由貿易地域)は、サンケン電気(本社:埼玉県新座市)の韓国における100%子会社で、主にLED 灯具を生産しています。

2016年、サンケン電気は韓国サンケンの生産部門の廃止し現場労働者を全員解雇しました。これに対して労組は日本に代表団を派遣し、8か月にわたり毎日本社に対する抗議行動を行い、3年前に解雇を撤回させ、原職復帰を果たし、元気に働いていました。

#### 突然一方的な会社解散

しかし 2020 年 7 月 9 日、日本の親会社・サンケン電気は、ホームページに韓国子会社・韓国サンケンを、赤字を理由に、解散・清算すると突然一方的に発表しました。これは韓国現地に社長も知らないことでした。その後、韓国社長は事前に知っていて、組合をだますためにウソをついていたことを明らかにしました。

その狙いは、コロナによって、韓国の労働組合が日本に来られない時期に強行された、計画的な組合つぶしです。

#### ◆狙いは組合つぶし

サンケン電気は、解散の理由を赤字というが、韓国サンケンでは、職場復帰闘争に勝利した時、工場の充実を約束したが、職場復帰以降、全く設備投資をせず、休業を繰り返してきました。韓国サンケンの赤字は、作れば作るほど赤字になる物量しか本社が韓国サンケンに発注しなかったために出た赤字で、作られた赤字です。

一方で、日本の本社は、2年前に密かに韓国に別の子会社を設立し利益を上げています。

韓国の社長は交渉の席で「組合があるからら会社が解散になった」と本音をポロリと漏らしました。

従ってこれは、3年間に渡って計画された組合つぶしを狙った全く不当な会社解散です。

#### ◆組合にウソをつき、秘密裏に組合つぶしを計画

一方組合もこの3年間、手を拱いていた訳ではありません。休業のたびごとに雇用の

確保、継続、事業の安定化のために合意文を締結してきました。本社の動きをホームページなどで常時注視してきました。また受けた支援は支援で返すということで東京総行動に年1回は参加し日本の労組、団体と交流しながら、連帯関係を継続してきました。

特に昨年11月、サンケン電気本社が、「事業の戦略的見直し」を発表し、事業の選択と集中で、LED部門の全面的撤退を明らかにして以降、団交を繰り返し、会社を追及してきました。本年1、2月には来日し日本の支援団体と情報交換、分析を行い、もしもの場合に備えてきました。そうした中で韓国の社長は、韓国サンケンはLED生産工場ではないし、今回の撤退の対象に入っていないと表明したので、一旦は会社の動きを注視していくことになりました。本社が韓国サンケンの解散を発表する前日には、韓国の社長と交渉し、今後雇用の安定のため毎月1回第1金曜日に協議会を行うことに合意、8月は7日に行うことまで確認していました。

#### ◆コロナに乗じて会社の解散・清算と組合つぶしと闘っている韓国サンケン 労組を支援しよう

韓国サンケン労組は、会社解散は組合との団体協約に反するもので違法、不当な決定だとして、解散・清算撤回を要求し、会社前にテントを立てて座り込みに突入、韓国政府の雇用労働庁、日本領事館、主要な街頭で宣伝活動を闘っています。

韓国サンケン労組は、しかしコロナのために日本に行くことができないので、日本の労働組合や市民団体に支援の要請をしています。

韓国からの要請に応えて、地元新座市を中心に「韓国サンケン労組と連帯する埼玉市民の会」と、労働組合を中心に「韓国サンケン労組を支援する会」が結成されました。 韓国サンケン労組を支援する会では、韓国での闘いに呼応して、9月10日よりサンケン電気本社などに対する毎週木曜日抗議行動を開始しました。多くの皆様のご参加・ご支援をお願いいたします。

#### 2020年9月26日

韓国サンケン労組を支援する会

連絡先::東京都台東区上野 1-12-6 3階 中小労組政策ネットワーク気付

Tel 03-5816-3960 fax 03-5812-4086



## 高麗の歴史を巡る旅

高麗(こま)の巾着田は、9月の彼岸の頃に咲く500万本の赤い曼殊沙華群生地で有名です。今年はコロナの影響で見ることはできませんが、高麗は関東平野の西部に位置し、清流高麗川が流れる緑豊かなまちです。関東100名山の日和田山(305m)も近くにあります。

奈良時代の716年に高句麗からの渡来人が駿河、甲斐、相模、上総、下総、常陸、下野の7ヵ国1799人が埼玉県日高市、飯能市を中心とする地域に移り高麗郡を置きました。

ゆかりの高麗王若光を祀った高麗神社、聖天院、その子孫が住んだ東日本最古級民家の高麗住宅、その他,縄文時代中期(約4500年前)の竪穴住居、高麗民族資料館、高麗郷古民家を見学します。

時間の取れる方は.

秋の1日を一緒に散策しましょう!







(写真は左より高麗家住宅、高麗郷古民家、高麗石器時代住居跡。出所は日高市 HP)

#### 10 月のスケジュール

1日(木)例会 午後 6:30西蒲田事務所

15日(木)運営委員会 午後 6:30西蒲田事務所

26日(月)機関紙 午後 1:00西蒲田事務所

27日(火)機関紙 午後 3:00西蒲田事務所

28日(水)機関紙発送 午後 3:00西蒲田事務所

11月のスケジュール

5日(木)例会 午後 6:30西蒲田事務所

19日(木)運営委員会 .午後 6:30西蒲田事務所

## 京かわら版 河on No.

2020年10月1日

#### ユニオン行動日程

10月1日(木) 日本通運の労契法 18条違反裁判 判決日

時間:13 時 10 分~

場所:東京地裁510号法廷

10月14日(水)止めよう新基地建設!辺野古裁判勝利! 10・14学習集会

時間: 18:00 開場 18:30 開会~20:30 閉会

場所:日本教育会館 一ツ橋ホール

\*参加者はマスクの着用をお願いします。

\*体調のすぐれない方は、参加をご遠慮ください。

\*参加者の数は300名に制限させていただきます。

10月15日(木)東西最高裁判決報告集会

「労働契約法 20 条裁判を闘う郵政原告団を支える会」

時間 16 時 30 分~ 場所 国会議員会館 予定

10月17日(土) 京浜ユニオンハイキング

時間 池袋駅 9 時集合

場所 日高市高麗郷巾着田方面

10月19日(月) ユナイテッド航空裁判 第3回公判

時間 15 時 30 分~ 場所 東京高裁 825 号法廷

10月19日(月) 国会前19日行動

時間 18 時 30 分~ 場所 国会議員会館前

10月23日(金) ユナイテッド航空労組銀座デモ

時間 18 時 30 分~ 場所 築地川銀座公園

10月29日(木) JAL 争議団全都駅宣行動

時間 18 時~ 場所 品川駅

10月31日(土) ユナイテッド航空 成田空港就労要求行動

時間 14 時 30 分~ 場所 成田空港

※毎週木曜、韓国サンケン労組支援行動。7:00 埼玉県志木駅集合、7:15 本社前行動

## コロナ禍の学校の実態と「未来の教室」

#### 1. コロナ諮問委、政府に一斉休校のお墨付き与えず

2月末に安倍前首相が学校の全国一斉休校を要請し、それを受け入れる形で3月から実施された。そもそもは休校の権限は教育委員会にあるのだが。その上、コロナ諮問委員会は、専門家会議が一斉休校について意見をまとめた事実はないことから、一斉休校について専門家のお墨付きを得ようとした政府提案を撤回させていたのだ。諮問委の尾身会長は、「特定警戒の13都道府県を除く34県について諮問委員会として一斉に(休校を)やるのは無理がある」と指摘し政府提案を退けた。

#### 2. コロナ禍の学校では

6 月に再開した学校では、学習の遅れや感染予防に追われる教員が悲鳴を上げていた。朝一番で教室の窓を開け、登校してくる児童・生徒の体温を計る。子どもたちは距離をとって並んでいる。授業中は距離をとりやすいが、休み時間は仲良く遊ばせてはいけない。注意する機会が増える。トイレに行かせるのも大変だ。順番が決まっているので、守らせないといけない。が、低学年の子は「先生、おしっこ」と順番など関係なしだ。手を洗ったかを確かめなければ・・・。教員はトイレに行く時間はなく、熱中症の時期といえども水は飲まない。

消毒や給食の配膳といった業務も増大した。給食の配膳は教員が一人でやらなければならない。おかわりも教員がよそってあげないといけないので、教員は自分の食べる時間がない。2 学期になって、やっと子どもに配膳をさせられるようになった。

消毒も大変である。授業で音楽の楽器や理科の実験道具、体育の道具などを使ったら、1つ1つ消毒しなければならない。放課後は、机、椅子、ドアなどを消毒するが、どの程度やれば滅菌できるかも分からない。

とにかく、学校で感染させないこと、感染者を出さないことのプレッシャーが大きい。

#### 3.「君が代」だけは歌わせる

一斉休校のため、練習も準備もできずに、卒業式が行われた。下級生や保護者の参加も制限された中で、「君が代」斉唱だけは別扱い。感染防止から校歌すらみんなで歌うことができない状況下で、教育委員会は「『君が代』斉唱」を強制してきた。感染防止より「君が代」の方が大事だということだ。

21 世紀の教育改革は、新自由主義の視点から英語やパソコン、学力向上でグローバ

ル人材育成を図り、国家主義の視点から「君が代」や道徳を押しつけた。

#### 4. 今こそ少人数学級を

しかし、前進の芽もあった。学校再開時に教室での密を防ぐために子どもたちをいくつかのグループに分けて時差登校・分散登校をさせたことで、大半の教員にとって長年の悲願だった「少人数学級」を体験することができ、その良さが分かったことである。一人ひとりの子どもたちに目が行き届き、しかも教員の仕事量が軽減されるのだ。コロナ対策の利点もあり、実現への期待が高まっている。

#### 5. コロナを利用した「未来の教室」政策

文部科学省は、2019 年 12 月に「GIGAスクール構想」(GIGA とは Global and Innovation Gateway for All の略。小学校の児童、中学校の生徒 1 人に 1 台 PC と、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちに最適化された創造性を育む教育を実現する構想)を打ち出した。

ところがその前年に、経済産業省が「未来の教室 Learning Innovation」政策を打ち出していたのだ。文科省だけでは予算が確保できず、民間企業との連携も不十分。そこで総務省も加わって、国策として推進しようという狙いである。それがコロナ禍の追い風を受け、オンライン授業や一人一台タブレットの流れができ、予算も付いた。もともと教育に興味のない経産省は民間丸投げ路線である。関連する民間企業は大張り切りだ。

一人一台タブレットを配れば終わりではないのだ。タブレットには授業や学習で役立つ ソフトやアプリが必要となる。民間企業の出番である。オンライン授業も同じで、環境整備 と授業に必要なソフト等を民間企業はパックにして売り込もうとしている。民間企業の利潤 のために、コロナや教育が利用されているのだ。

#### 6. 「給特法」を見直すことから

教員には残業代も出さず働かせ放題の元凶となっている「給特法」見直しが急務である。月 80 時間の過労死ラインを超える超勤を減らすには、年間 9,000 億円以上の残業代を支払わせることと教員を増やすこと、部活動をはじめとする教員に押しつけられている仕事を見直すことが必要だ。そうすることで、子どもと向き合ったり、寄り添ったりすることが可能となる。教員の過労病休や過労死を防ぎ、子どもたちのいじめや不登校等の問題などにしっかり取り組むことができる。「未来の教室」は「給特法」を見直すことから始まる。

## さようなら原発首都圏集会に参加

9月18日、東京・日比谷野外音楽堂で「9・18 さようなら原発首都圏集会」が開かれたので参加した。

新型コロナウイルス感染に対する防疫措置をとって入場。一人分間隔をあけて座るのだが、集会の半ばに座席がほぼ埋まった。半分ぐらいは労働組合で、残りが市民運動と市民だろうか。

まず、落合恵子さんが主催者挨拶。佐高信さんのいきなり発言を挟み、福島現地、六 ヶ所再処理工場問題、東海第二原発再稼働反対の話が続いた。最後は鎌田慧さんが 閉会挨拶をした。

集会後、デモに出発。東電本店前と銀座の大通りで原発反対を訴えた。

主催者発表では参加者が 1300 人。反原発運動だけでなく、社会運動全体としても久しぶりのたくさんの参加だった。

日立製作所が進めていた英国への原発輸出が失敗に終わったという記事が先日新聞に載った。日本の原発輸出政策はこれで実質的に頓挫した。福島第一原発事故とその被害は 9 年たった今も続いている。原発の輸出も再稼働もあり得ない。原発反対の声をこれからも上げていく。(迫田)





## 労働と貧困 2020 年 8 月(出所は朝日・毎日)

- 1 日 病院に勤務する医師の残業時間の上位10%は年間平均で1824時間にのぼるとの調査結果を厚生労働省の研究班が発表した。
- 1 日 厚生労働省の発表によると2019年度に調べた男性の育児休業取得率は7・48%で、7年連続で増えた。過去最高だが、前年度の6・16%から小幅の上昇にとどまった。
- 3 日 コロナ禍で帰れない外国人技能実習生が急増。法務省出入国在留管理庁によると母国の入国制限などで帰国困難な人は約2万人。6月中旬から約6千人増えた。
- 3 日 厚生労働省によると病院の常勤医約9000人のうち、労働時間が週60時間以上と答えた人が4割近くに上る。週60時間働いて生じる残業時間は年に換算すると960時間に相当。厚労省は2024年度から勤務医一般の残業上限時間を年960時間とする方針。
- 3 日 愛知文教女子短大(愛知県稲沢市)を運営する学校法人足立学園(足立誠理事長)が、短大の教職員58人全員に法定以上の時間外労働をさせた上、割増賃金を支払っていないなどとして一宮労働基準監督署から是正勧告を受けた。勧告は7月30日付。
- 4 日 今年2~6月に計1104人の障害者が企業などに解雇されていたことが厚生労働省のまとめでわかった。前年同期より152人、16%増えていた。
- 5日 厚生労働省によると5月の生活保護の申請件数が1万7981件で、4月より3505件減少。4月は新型コロナウイルス感染症対策に伴う休業要請などで申請が急増したが、5月以降、国による生活資金の特例貸し付けの活用などが申請減につながったという。
- 6 日 近畿大の事務職員だった男性(当時40歳)が自殺したのは過労が原因だとして、 男性の妻が労災保険の遺族補償給付を不支給とした国の処分を取り消し、労災と認める よう求める訴えを大阪地裁に起こした。残業時間は死亡直前の1カ月で176時間。
- 7 日 リクルートによると2021年3月卒業予定の大学生・大学院生に対する民間企業の求人倍率(学生1人に対する求人数)は1・53倍で、前年より0・3ポイント低下した。
- 7 日 厚生労働省「毎月勤労統計調査」の6月分(速報値)によると、ボーナスを含む「特別に支払われた給与」は、働き手1人あたりの平均で18万1780円で、前年6月より2・4%減った。特別給与が6月に減るのは5年ぶり。運輸・郵便業や飲食サービス業を中心に落ち込んでおり、新型コロナウイルスの影響が出たとみられる。

- 7日 厚生労働省が発表した6月の毎月勤労統計調査(速報、従業員5人以上の事業所) によると、残業代などの所定外給与は前年同月比24.6%減の1万4752円。比較可能な2013年1月以降で、5月調査の26.3%(確報)に次いで過去2番目の減少幅だった。
- 7 日 新型コロナウイルスの集団感染が起きたクルーズ船運航会社の日本法人「カーニバル・ジャパン」(東京都)が業績悪化を理由に解雇したのは無効として、元社員3人が同社に約300万円の損害賠償と地位確認などを求め東京地裁に提訴した。
- 12 日 コロナ禍で困窮する学生に国が最大20万円を支給する「学生支援緊急給付金」の対象から朝鮮大学校の学生が外され、苦境に立たされている。
- 13 日 雇用を維持した企業を支援する「雇用調整助成金」について、今年3月以降で新型コロナウイルスによる休業を対象とした支給決定額が7日時点で計約7399億円となり、リーマン・ショックの影響をうけた2009年度1年分の支給額を約5カ月で上回った。
- 13日 ウーバーイーツの配達員は個人事業主扱いで事故が起きても労災保険の対象外。ウーバーイーツユニオンは厚生労働省に労災保険の適用範囲を広げるよう要望した。
- 14 日 同性カップルにも異性カップルと同様の福利厚生を認めてほしいと都職員2人が求めた措置要求を都人事委員会が却下したことがわかった。決定は7月30日付。
- 21日 東京労働局が今年度の都内の最低賃金(時給)を現在の1013円から変更しないことを決めた。都内で最低賃金が据え置かれるのは2003年以来、17年ぶり。
- 21 日 厚生労働省が公表した2020年度の都道府県別の最低賃金(時給)は、全国平均で前年度より1円増の902円となった。中央最低賃金審議会は7月に「現行水準の維持が適当」として引き上げの目安額を示さなかったが、40県が1~3円引き上げた。
- 22 日 教員の支援に取り組むNPOが、全国の公立小中高校などの教員の7月の勤務実態を調べた結果、57%が「過労死ライン」とされる月80時間以上の時間外労働。
- 25 日 出入国在留管理庁は、新型コロナウイルスの影響で技能実習期間終了後も帰国できない外国人が増えているとして支援策を拡充すると発表した。現在は技能実習と同じ職種でしか就労継続を認めていないが、9 月上旬から他職種への「転職」も可能とする。
- 9月1日 厚生労働省によると7月の有効求人倍率は1.08倍で、前月を0.03ポイント下回った。7カ月連続の減少で、2014年4月以来、6年3カ月ぶりの低水準。主要産業別の新規求人も大きく落ち込み、特に宿泊業・飲食サービス業や製造業では前年同月比で4割以上減少した。総務省によると7月の完全失業率(季節調整値)は前月比0.1ポイント増の2.9%。完全失業者数は前年同月比41万人増の197万人だった。(迫田)